

令和4年度事業計画書

社会福祉法人 愛光会

1. 基本理念

社会福祉法人愛光会（以下「本法人」という。）は、地域社会の福祉システムに積極的に参加して、あらゆる福祉ニーズに的確に応えられる体制を確立することを目指して、高齢者・障害者・児童等のニーズに応じて、地域社会の中で人間として安心して普通の生活を送ることができるように、そのライフステージの全段階と利用者の状態（程度）に応じた体系的かつ継続的な質の高い総合支援サービスを提供する。

また、本法人が別途定めた倫理綱領及び職員行動基準を職業倫理の原点として遵守すると共に、利用者の権利擁護・虐待の未然防止に務める。

2. 基本方針

本法人は、利用者及び保護者のニーズに応じた且つ地域社会での自立した生活を可能にするための障害に応じた必要なサービスを提供する。また、サービス提供実施については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を図り、感染予防に努める。各種会議等についても新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえ当面の間、可能な限り Web 会議で実施する。

- (1) 地域生活を可能にするための支援サービス
- (2) 自立生活をするための支援サービス
- (3) 地域生活へ再チャレンジするための支援サービス
- (4) 住み慣れた地域で生活が継続できる支援サービス
- (5) 地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防支援サービス
- (6) 地域児童、障害者福祉計画（鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市等）との整合性
これらの県市町村計画に、利用者・保護者のニーズが反映できるよう積極的に参画して、それに整合する愛光会のサービスシステムを確立する。
- (7) 本法人が、各施設・事業所の福祉事業を円滑に展開していくためには、地域社会からの信頼を得続けることが重要である。そのためには地域社会との交流及び地域社会における公益的活動（社会貢献）は、もっとも重要であることから、地域社会福祉協議会等、関係機関との連携を図りながら、これを推進する。
- (8) 本法人のこれからの経営及び人事並びに運営等に係る「本部機能拡充準備室」を設置し、短期、中期、長期での経営方針や長期におけるビジョンを別紙のとおり策定する。

3. 経営理念

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、以て地域福祉の推進及び社会貢献に努めるものとする。

4. 事業内容

本法人は次の社会福祉事業を行う。

- 第1種社会福祉事業
- ・児童養護施設 桜島学園の経営
 - ・障害児入所施設 和光学園の経営
 - ・障害者支援施設 桜町学園の経営
 - ・障害者支援施設 フレンドリーホームいいぐまの経営

- 第2種社会福祉事業
- ・子育て短期支援事業の経営 (桜島学園)
 - ・障害福祉サービス事業の経営 (和光学園)
 - ・障害福祉サービス事業の経営 (桜町学園)
 - ・障害福祉サービス事業の経営 (フレンドリーホームいいぐま)
 - ・障害福祉サービス事業の経営 (総合サポートセンターラン)
 - ・障害児通所支援事業の経営 (児童発達支援事業おひさまキッズ)
 - ・障害児通所支援事業の経営 (放課後等デイサービス事業おひさまキッズ)
 - ・移動支援事業の経営 (総合サポートセンターラン)
 - ・障害児相談支援事業の経営 (福祉総合相談支援センター あい)
 - ・特定相談支援事業の経営 (福祉総合相談支援センター あい)
 - ・一般相談支援事業の経営 (福祉総合相談支援センター あい)
 - ・小規模多機能型居宅介護事業の経営 (あいわ)
 - ・共生型訪問介護事業の経営 (総合サポートセンターラン)
 - ・共生型通所介護事業の経営 (総合サポートセンターラン)
 - ・共生型短期入所生活介護事業の経営 (和光学園・桜町学園・フレンドリーホームいいぐま)

本法人は次の公益事業を行う。

- ・居宅介護支援事業 (福祉総合相談支援センター あい)
- ・日中一時支援事業の受託運営 (和光学園)、(フレンドリーホームいいぐま)
- ・巡回支援専門員整備事業の受託運営 (和光学園)

5. 運営方針

- (1) 利用者が、障害の程度にかかわらず、そのニーズに応じて自立した生活を目指し、社会活動へ積極的に参加できるよう支援する。
- (2) 利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択、決定し築けるよう可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるよう支援する。
- (3) 利用者の人格と個性を尊重し、利用者が健康で快適な生活が送れるように常に清潔で安全な生活環境作りに努める。
- (4) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村や保健・医療機関、学校その他の関係機関と密接な連携を図り、開かれた運営を行う。
- (5) 社会福祉法人は、地域社会の一資源であることを自覚し、地域福祉サービスに積極的に関わり地域福祉の向上に寄与すると共に法人内各施設・各事業所の健全且つ安定的な事業経営・運営を行う。

6. 理事会

(1) 理事会の権限等

- ・ 理事会は本法人の全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う。
- ・ 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

(ア) 理事会の組織

- ・ 理事会は、全ての理事で組織される。

(イ) 理事会の職務

① 業務執行の決定

- ・ 理事会は、本法人の業務執行に関する意思決定を行う。

② 理事の職務執行の監督

- ・ 理事会は、理事の職務の執行を監督する。

③ 理事長の選定及び解職

- ・ 理事会は、理事長の選定及び解職を行う。

(2) 理事会の運営

(ア) 理事会の招集

- ・ 理事会は、理事長が招集する。
- ・ 理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- ・ 招集通知は、理事会の日の原則として、1週間前までに、理事及び監事の全員に通知をしなければならない。

(イ) 理事会の決議

- ・ 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(ウ) 理事会の議事録等

- ・ 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- ・ 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

(3) 理事

(ア) 理事の選任

- ・ 理事は、評議員会の決議によって選任する。

(イ) 理事の資格等

- ・ 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- ・ 本法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- ・ 本法人が行う施設・事業所の管理者

(ウ) 理事の任期

- ・ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(エ) 理事の解任

- ・ 理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって当該理事を解任することができる。
 - ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ・ 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(オ) 理事の特殊関係者

- ・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者が理事総数の三分の一を超えて含まれてはならない。

(カ) 理事の職務

- ・ 理事は、法令及び定款を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行わなければならない。
- ・ 理事は、法人設立目的をあらためて認識して、サービス利用者の基本的人権を尊重しつつ、公平且つ公正で地域に開かれた施設・事業所運営を実施すると共に財政基盤を確立し、法人運営の安定を図る。そのために地域社会の福祉需要、利用者の満足度や新たなニーズを常に把握し、地域生活や就労等自立に向けた支援と実践を目標として、多様なサービスが提供可能な施設システムの整備を図る。
- ・ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

7. 評議員会

(1) 評議員会の権限等

- ・ 理事及び監事の選任又は解任
- ・ 理事及び監事の報酬等の支給の基準及び額
- ・ 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- ・ 定款の変更及び基本財産の処分
- ・ 社会福祉充実計画の承認

(ア) 評議員会の組織

- ・ 評議員会は、全ての評議員で組織される。

(2) 評議員会の運営

定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行う。

(ア) 評議員会の招集

- ・ 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- ・ 招集通知は、評議員会の日原則として、1週間前までに、各評議員に対して、書面にて通知をしなければならない。

(イ) 評議員会の決議

- ・ 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ・ 監事の解任、定款の変更、その他法令で定められた事項については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(ウ) 評議員会の議事録等

- ・ 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- ・ 評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

(3) 評 議 員

(ア) 評議員の選任及び解任

- ・ 評議員の選任・解任の決議は評議員選任・解任委員会で行う。

(イ) 評議員の資格等

- ・ 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材で次のような者
 - ・ 社会福祉事業や学校などその他の公益的な事業の経営者
 - ・ 社会福祉に関する学識経験者
 - ・ 地域の福祉関係者（民生委員・児童委員等）
 - ・ 社会福祉法人職員OB（退職後一定期間を経過した者）

(ウ) 評議員の特殊関係者

- ・ 評議員には、各評議員又は各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならない。
- ・ 評議員には、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(エ) 評議員の任期

- ・ 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

8. 監事

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため理事及び本法人の職員に対し、業務執行の状況が適法に行われているか、法人の事業の遂行が適正であるか、また、法人の財産目録、貸借対照表その他法人の財産に関する一切の書類帳簿等を調査し、その真偽不正記載の有無等を監査する。

また、毎年定期的に監査報告書を作成し、評議員会及び理事会並びに鹿児島県知事に報告する。必要があると認めるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べる。

(1) 監事の権限等

- ・ 監事は本法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とする。
- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき等、理事に対し理事会の招集を請求できる。

(2) 理事への報告義務

- ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき等、その旨を理事会に報告する義務を負う。

(3) 理事会への出席義務

- ・ 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

(4) 評議員会に対する報告義務

- ・ 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認められるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

(5) 監事の任期

- ・ 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(6) 監事の選任・解任

- ・ 監事は、評議員会の決議によって選任・解任する。

9. 財務管理等

本法人の会計に関しては、新社会福祉法人会計基準に係る法令等及び定款の定めにより、適正な会計処理のために定めた経理規程等により事務処理を行う。全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき勘定科目毎に予算を編成し、事業活動も予算に基づき実施する。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成する。会計処理については内部牽制に配慮した業務分担を行い、不正がないように努め、財務状況を分かりやすく明らかにすると共に経営分析を実施し、効率的な経営に努める。施設の建物や施設の整備・修繕、環境の改善等に要する経費については、各拠点区分毎に経理規程や定款等関係法令に則り処理する。また、正規の簿記の原則に従い3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り、正確な会計処理を行う。経費運用については、財政状態及び経営成績を明らかにするため、事業（拠点区分）毎にサービス区分を設け拠点区分毎の経営状況を判断できるよう適正に行い、ホームページ等を利用し情報の開示に努めると共に経営の透明性の確保を図る。

なお、近い将来会計監査人の設置義務法人の対象となるため準備を進める。

10. 利用者の権利擁護の推進（虐待防止及び相談・苦情等）

鹿児島県知的障害者福祉協会による「施設内人権侵害防止に関する提言」を最大限尊重する。

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を職員個々の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領・職員基本行動基準の周知徹底を推進する。その実現に向け、障害者虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律に沿い、施設・事業所内虐待の未然防止をめざして整備した、「社会福祉法人愛光会利用者の人権擁護推進マニュアル虐待の防止と虐待発生時の対応」に則り、毎年度当初に本法人全職員を対象に利用者への虐待、体罰、いじめ、差別等の人権侵害を決して行わないことを心から誓いを立て「人権侵害ゼロへの誓い」に署名すると共に人権侵害自己検証票（施設用・職員用）により検証する。また、権利の主体者は利用者であることから、利用者個人の尊厳と意向が尊重され、職員との信頼関係に満ちた権利侵害のない福祉サービスが総合的、有機的に提供できるよう、法人としての姿勢を強く示し明確にする。

利用者等からの相談・苦情については、適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により円満な解決を図る。また、法人と立場を異にし中立を旨とする、法人から独立した外部有識者5名からなる第三者委員会は、各施設・事業所の利用者等人権擁護推進及び相談・苦情等を円滑に解決するため、利用者の実態調査を年1回以上実施すると共に人権擁護推進計画に沿い、人権擁護推進委員との合同会議を開催し実態調査等の内容について検証し、以て人権擁護への認識を深め施設内虐待の未然防止に努める。

11. 障害を理由とする差別解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害者の雇用の促進等に関する法律等に沿い、役職員に対し障害者差別解消法の研修や、その他の差別解消に必要な環境の整備に努める。また、日頃から障害に関する理解や障害者の人権・権利擁護に関する認識を深めると共に、より高い意識と行動規範をもって障害を理由とする差別を解消するための取り組みを推進する。

1 2. 情報公開及び個人情報の適正な取扱い

本法人の事業経営の透明性を確保し社会的な信頼を高めるため、法令で定められた必要な事項等についてインターネット上で公表する。インターネットの利用による公表対象となっている書類は、計算書類・役員等名簿・現況報告書・社会福祉充実計画（今年度は非該当）・役員報酬基準・定款だが、これら以外の公表が任意事項である、事業報告書・計算書類の付属明細書・監査報告・財産目録・事業計画書・役員会議事録・苦情処理結果についても公表する。また、法人本部並びに各施設・事業所の事務所にも備えて置き、本法人が提供する福祉サービスの利用を希望する方やその他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。法人の業務及び財務等に関する情報については、愛光会だよりでも公表する。

地域に開かれた施設・事業所とするために地域住民の協力を得て行政・保健・医療や近隣の福祉施設との連携を強化する。更に利用契約制度、ケアマネジメント制度、権利擁護制度、情報公開制度等を円滑に運用できるように、法人組織等の見直しを図ると共に法人のホームページ上により、サービスの内容や各施設・事業所の求人情報等新鮮で豊富な情報（個人情報保護規程に反する事項は除く。）を広く一般の方に提供する。

個人情報の取扱いについては、その性質上いったん間違った取扱いをすると、個人に取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがある。そこで、個人情報の重要性を十分認識すると共に個人情報の保護に万全を期すため、本法人では、「個人情報の取扱いに関する規則」を別途整備している。その内容については、個人情報保護規程、情報公開規程、プライバシーポリシー、利用目的、運営要領、取扱規則、安全管理対策、職員への教育研修、適切な情報セキュリティ対策、誓約書及び同意書、利用目的の内容、問題発生時の対応、審査基準等が具体的に定めてあり、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

1 3. 自然災害等に対する危機管理対策

本法人各施設・事業所における想定外の自然災害（台風、豪雨、大規模地震、桜島大爆発、崖崩れ、土砂流、津波等）は、いつ発生するか分からない。いざという時に備え災害から利用者・職員の生命、身体及び財産を守るために、それぞれの事業所で起こりうる特有の自然災害等を想定し、それぞれの危機管理体制を強化すると共に関係機関との連携を強化し、マニュアルの作成等対策に万全を期す。また、大きな自然災害により電気やガスが止まったり、橋や道路が壊れたりして、すべてのインフラ機能が停止し、施設・事業所と地域が孤立した時を想定し、ハード面、ソフト面についての防災対策システムの整備を積極的に推進する。火災発生時の避難等対策についても地元の消防団等と合同での避難訓練等を実施し、平素から利用者の状況を周知してもらう等、緊急事態への対処等について積極的に取り組む。

1 4. 利用者並びに職員等に係るマイナンバー（個人番号）の取扱い

本法人各施設等を利用している利用者のマイナンバーの管理については、「社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い規程」及び厚生労働省並びに鹿児島県関係担当課等の通知・指導等に沿い、マイナンバーが漏えいしたり、不正に使われることがないように事務手続きは慎重に取り扱う。

また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に沿い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取り扱う個人情報ファイル等を部外者へ提供する等不正がないよう取り扱う。

1 5. 役職員の研修

障害者福祉施策の見直し等、制度がめまぐるしく変わる中、役職員は福祉の動向を的確にとらえ、それに対応する専門的知識と高度な援助技術や豊かな人間性が求められている。このため、それぞれの職務に必要な知識や援助技術を習得するため、障害者虐待防止等あらゆる研修会に積極的に参加し資質向上に努める。また、役員は今まで培った知識と経験を基に機会ある毎に職員と交流し、親睦を深めると共に仕事に関わる相談等に対し助言する。また、法人内保護者・役職員合同研修会を計画し、共に利用者の幸せを願い、利用児（者）の権利擁護システムや福祉サービスの向上等、相互に研修し資質や専門性の向上と併せて親睦融和を図る。

1 6 . 公益的活動の推進

前述の法人基本方針において、各施設・事業所の福祉事業を円滑に展開していくためには、地域社会からの信頼を得続けることが重要である。そのためには地域社会との交流および地域社会における公益的活動（社会貢献）は、最も重要であることから、これを推進するとしている。これに従い本法人の各施設・事業所は、施設・事業所を取り巻く地域社会のニーズと実情に応じて、恒久的又は、単年的な社会貢献交流を施設の持つ機能を効率的に十分に活用し努力をして、公益的活動を推進する。

1 7 . 社会福祉充実計画

社会福祉充実計画については、本法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、本法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな取り組みに有効活用する仕組みを構築する。本法人の財産の状況や将来の計画を「見える化」することにより、公益性の高い法人としての説明責任を果たす。

1 8 . 行事計画

月	行 事
4月	辞令交付式、 人権侵害ゼロへの誓い署名。
5月	愛光会監事監査、愛光会理事会、 法人内合同行事「わくわく大会」、 鹿児島県（社法）経営者協議会総会及び経営者セミナー。
6月	愛光会定時評議員会、愛光会理事会、 法人内保護者並びに役職員合同研修会、 肝属地区障害者自立支援協議会全体会。
7月	社会福祉施設監事等研修会（県社協主催）、 鹿児島県（社法）経営者協議会経営者セミナー、 愛光会第三者委員と各施設・事業所人権擁護推進担当者との合同会議。
8月	愛光会理事会 愛光会だより発行。
9月	愛光会内部監査及び利用者（児）預り金の点検、 愛光会第三者委員による立ち入り実態調査。（桜島学園を除く各事業所）
10月	愛光会理事会
11月	鹿児島県（社法）経営者協議会経営者セミナー、 愛光会第三者委員及び監督職員研修。
12月	愛光会理事会、 法人内保護者・役職員合同研修会、 愛光会だより発行、愛光会第三者委員による立ち入り実態調査。（桜島学園） （社福）ブロック別監事等研修会（県主催）。
1月	令和5年度愛光会職員採用選考試験。
2月	愛光会理事会、 鹿児島県（社法）経営者協議会経営者セミナー。
3月	愛光会人権擁護事態調査係りによる実態調査、 愛光会理事会、愛光会評議員会

※夏祭り行事、運動会行事の実施については各施設の判断に委ねるものとする。